

2021年度しあわせ研究

しあわせの実現と人の誤りの救済

研究員 古谷英恵



本研究は、錯誤の日米比較法研究に関するものです。錯誤とは、契約締結過程における誤りのことをいいます。錯誤については、どのような場合に錯誤を理由として契約を取り消すことができるのか、という点が問題になります。例えば、モネ（印象派を代表するフランスの画家）の真筆だと信じて購入した絵画が実はマネ（印象派に影響を与えたフランスの画家）の手によるものであることが判明した場合に、契約を取り消すことができるのか、という問題です。そのような誤りをした買主に責任があるとして契約の取消しを禁じるのか、それともそのような誤りをするそこそが人間であるとして契約の取消しを認めるのか。もちろん、現段階においても一定の基準はありますが、あいまいなものです。上記のような問題に対する解決策を探るべく、日本では長い間、民法の母法であるフランス民法やドイツ民法が比較法研究の対象とされてきました。しかしながら、同様の問題は、法体系の異なるアメリカにおいても生じます。アメリカ契約法も従来、その解決方法

としてフランスやドイツの理論を借用してきました。しかし、20世紀に入り、アメリカ契約法は「錯誤のリスク負担」という独自の理論を発展させて、その解決に当たってきました。そこで本研究は、この「錯誤のリスク負担」という観点から問題解決へとアプローチする方法を模索することにしました。

本研究では、第一に、どのような社会的背景から「錯誤のリスク負担」論が生成し、発展したのかを明らかにするために、歴史研究を行いました。第二に、アメリカ契約法における「錯誤のリスク負担」論が日本民法ではどのように位置付けられるのかを明らかにしました。そして、最後に、日本において、錯誤のうちどのような場合に契約の取消しを認めるのかという点について、「錯誤のリスク負担論」を参考に解決方法を提案しました。

本研究の成果は、2021年度しあわせ研究費による助成を得て、2022年3月に書籍として出版されました。本研究はここでいったん一区切りとなるものの、しあわせの実現へ向けて人の誤りをどのように法的観点から救済していくのか、研究を続けていきたいと思えます。